

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程 の一部改正

1 改正理由

- (1) 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いについては、国の措置に準じて、平成 25 年度事業から、消費税等を含めて額の確定を受けた事業実施主体のうち、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合においても、額の確定の通知日の翌年 6 月 30 日までに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の状況等について報告を義務付けるよう事業実施要綱を改正。
- (2) 補助金に係る消費税等相当額については、事業実施主体の組織形態（営利法人か公共法人か）、課税上のステータス（免税事業者か簡易課税事業者か）、及び課税売上高（一定額又は一定割合を超えているか）によって異なることから、事業担当者は、課税状況等をあらかじめ把握した上で、事業実施主体を指導・管理し、事業を執行することが必要。
※事業実施主体の組織形態、課税上のステータス及び課税売上高によっては、補助金に係る消費税相当額の減額又は別途返還が必要な場合がある。
- (3) このため、独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程別紙様式第 1 号（事業実施主体の執行体制の確認）を別紙新旧対照表のとおり改正し、当該様式を事業実施主体に提出してもらうことにより、消費税等の課税状況を把握するものである。

2 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成 15 年 12 月 18 日付 15 農畜機第 1219 号）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙様式第 1 号</p> <p>平成 年度独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する 執行体制について</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 会長 印</p> <p>平成 年度における独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する 執行体制については、下記のとおり予定しておりますので、報告します。 <u>また、消費税の取扱いについて併せて報告します。</u></p> <p>1～3（略）</p> <p><u>4 消費税等の課税状況調書 別紙のとおり</u></p>	<p>別紙様式第 1 号</p> <p>平成 年度独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する 執行体制について</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 会長 印</p> <p>平成 年度における独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する 執行体制については、下記のとおり予定しておりますので、報告します。</p> <p>1～3（略）</p> <p>【新設】</p>

改正後

現 行

(別紙) 平成 年度 消費税等の課税状況調書 (事業実施主体名:)

(事業・メニュー名:)

【新設】

1 消費税等の課税区分 (当該年度)	① 一般課税事業者 ② 簡易課税制度を適用 ③ 免税事業者 (個人事業者は当該年における課税区分)
2 当該年度の前々年度の 課税売上高 (税抜)	百万円 (個人事業者は前々年の課税売上高 (税抜))
3 当該年度の前年度上半期の課税 売上高 (税抜) ※免税事業者のみ記入	百万円 (個人事業者は前年1月1日～6月30日の課税売上高 (税抜))
4 消費税等相当額の取扱い	交付申請時に消費税等相当額を ① 含めて交付申請する ② 減額して交付申請する (→記入終了)
以下、一般課税事業者であって、消費税等相当額を含めて交付申請する場合のみ、当該年度 (個人事業者は当該年) の状況について記入すること。	
5 事業者の形態	① 営利法人等 ② 公共法人等
6 特定収入割合の見込み (公共法人等のみ記入)	① 5%以下又は申請時不明 ② 5%超 (→記入終了)
7 課税売上高等の見込み	①課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上 ②課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 ③申請時不明
8 消費税等の減額 又は返還の見込み	消費税等の取扱いの確定予定は、 ① 実績報告時 ② 実績報告後
9 備 考	(今後の課題・検討事項、その他特筆すべき事項等があれば記入)
(機構記入欄) 消費税等相当額報告書の提出	要 不要

注1：消費税等相当額の取扱いが事業ごとに異なる場合は、異なる取扱いごとに作成すること。

改正後

現 行

注2：①、②等の記載欄は、該当する項目に○印を付すこと。

注3：課税売上高がない場合は、「1 消費税等の課税区分（当該年度）」の「③免税事業者」に○印を付すこと。

注4：営利法人等とは、株式会社（有限会社を含む。）、合資会社、合名会社、農協、農協連、法人格を有しない組合（任意組合）、個人等である。

注5：公共法人等とは、公益法人、地方公共団体、独立行政法人、人格なき社団等である。

注6：間接補助事業を実施する場合は、全ての間接補助事業者分の消費税等の取扱いに係るとりまとめ表（別紙の別添1）を添付すること。

注7：間接補助事業者が法人格を有しない組合（任意組合）等の場合は、補助金を受益する全ての構成員分の消費税等の取扱いに係るとりまとめ表（別紙の別添2）を添付すること。

別紙の別添1 消費税等の課税状況に関するとりまとめ表（間接補助事業者用）

【新設】

○年度実施事業名：

No.	間接補助事業実施主体名	課税売上高（税抜） （百万円）		消費税等の課税区分 （○年度）A	消費税等相当額の取扱いB	○年度の状況（消費税込みで交付申請する一般課税事業者のみ）				備考G	（機構記入欄） 消費税等相当額報告書の提出
		前々年度又は前々年	前年度上半期又は前年1月1日～6月30日			事業者の形態C	特定収入割合の見込み（公共法人等のみ）D	課税売上高等の見込みE	消費税等の減額又は返還の見込みF		
	（記載例）										
	（公社）○県畜産会	1,000	500	①	①	②	①	③	②		
	△農業協同組合	25,000	10,000	①	②	-	-	-	-		

注1：A～Fについては、項目ごとに①、②等の数字を記入すること。

改正後

現 行

- A 消費税等の課税区分（○年度）：①一般課税事業者、②簡易課税制度を適用、③免税事業者
 B 消費税等相当額の取扱い：①含めて交付申請する、②減額して交付申請する
 C 事業者の形態：①営利法人等、②公共法人等
 D 特定収入割合の見込み（公共法人等のみ）：①5%以下又は申請時不明、②5%超
 E 課税売上高等の見込み：①課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上、
 ②課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満、
 ③申請時不明
 F 消費税等の減額又は返還の見込み：消費税等の取扱いの確定予定は①実績報告時、②実績報告後
 注2：Gについては、今後の課題・検討事項、その他特筆すべき事項等があれば記入すること。

別紙の別添2 消費税等の課税状況に関するとりまとめ表（法人格を有しない組合（任意組合）等用）

【新設】

○年度実施事業名：

No.	間接事業実施主体名及び構成員名	課税売上高（税抜） （百万円）		消費税等の課税区分 （○年度）A	消費税等相当額の取扱いB	○年度の状況（消費税込みで交付申請する一般課税事業者のみ）				備考G	（機構記入欄） 消費税等相当額報告書の提出
		前々年度又は前々年	前年度上半期又は前年1月1日～6月30日			事業者の形態C	特定収入割合の見込み（公共法人等のみ）D	課税売上高等の見込みE	消費税等の減額又は返還の見込みF		
	（記載例）										
	○○生産組合			③	①	＝	＝	＝	＝		
	a 構成員	100	50	①	②	＝	＝	＝	＝		
	b 構成員	30	20	②	①	＝	＝	＝	＝		
	c 構成員	9	11	①	②	＝	＝	＝	＝		
	d 構成員	8	4	③	①	＝	＝	＝	＝		
	e 構成員	500	250	①	①	①	＝	②	②		

改正後	現 行
<p>注 1 : 「課税売上高（税抜）（百万円）」欄については、記入は任意。</p> <p>注 2 : A～Fについては、項目ごとに①、②等の数字を記入すること。</p> <p>A 消費税等の課税区分（○年度）：①一般課税事業者、②簡易課税制度を適用、③免税事業者</p> <p>B 消費税等相当額の取扱い：①含めて交付申請する、②減額して交付申請する</p> <p>C 事業者の形態：①営利法人等、②公共法人等</p> <p>D 特定収入割合の見込み（公共法人等のみ）：①5%以下又は申請時不明、②5%超</p> <p>E 課税売上高等の見込み：①課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上、 ②課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 ③申請時不明</p> <p>F 消費税等の減額又は返還の見込み：消費税等の取扱いの確定予定は①実績報告時、②実績報告後</p> <p>注 3 : Gについては、今後の課題・検討事項、その他特筆すべき事項等があれば記入すること。</p>	

附 則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農畜機第 5442 号）
この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。